申告が必要か確認してみましょう

フローチャートは一般的な例ですので、詳細は税務課または各支所総務税務係へお問い合わせください。

税務署に所得税の確定申告をすれば、市民税・県民税の申告は必要ありません。

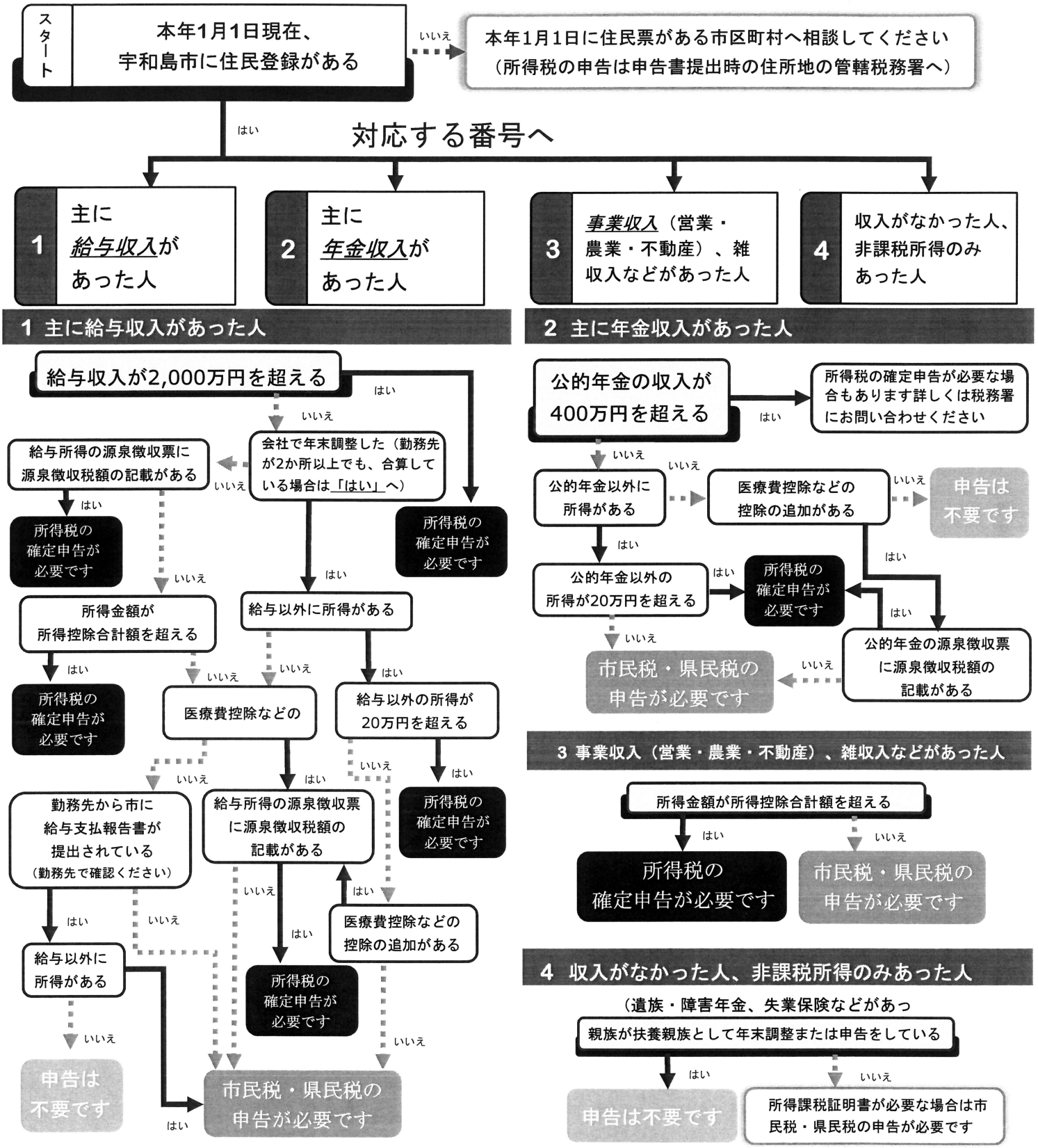

※上記以外の所得があり、確定申告が必要と思われる人は、税務署にお問い合わせください。
※市民税・県民税の申告は、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・児童手当・保育料の算定や国民年金保険料免除申請など、様々な行政サービスに利用されますので、収入が無くても申告が必要な場合があります。

宇和島市役所税務課 (0895)24-1111(代)　吉田支所総務税務係 (0895)52-1111(代)　三間支所総務税務係 (0895)58-3311(代)　津島支所総務税務係 (0895)32-2721(代)